

答申第 689 号

平成 30 年 9 月 12 日

神奈川県知事 黒岩 祐治 殿

神奈川県情報公開審査会
会長 金子 正史

行政文書非公開処分に関する審査請求について（答申）

平成 29 年 12 月 15 日付けで諮問された特定事項取組根拠文書不存在の件（諮問第 780 号）について、次のとおり答申します。

1 審査会の結論

実施機関が、特定事項取組根拠文書を不存在であるとして、公開を拒んだことは妥当である。

2 審査請求に至る経過

- (1) 審査請求人は、神奈川県情報公開条例（以下「条例」という。）第9条の規定に基づき、平成29年7月31日付けで、神奈川県知事（以下「知事」という。）に対して、特定地区のまちづくりに積極的に取り組むこととなった根拠が分かる一切の文書（以下「本件対象文書」という。）について、行政文書の公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。
- (2) 本件請求に対し、知事は、平成29年8月14日付けで本件請求に対する決定を延長する決定を行った上で、同年9月20日付けで、本件対象文書は不存在であるとして、条例第10条第3項を理由に公開を拒む決定（以下「本件処分」という。）を行った。
- (3) 審査請求人は、平成29年11月14日付けで、知事に対し、行政不服審査法第2条の規定に基づき、本件処分の取消しを求める審査請求を行った。

3 審査請求人の主張要旨

審査請求人が実施機関に提出した審査請求書及び反論書並びに条例第20条第3項に基づき当審査会に提出した意見書における主張を整理すると、審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

(1) 本件対象文書の特定について

ア 神奈川県と特定企業は平成19年1月31日付け確認書（以下「確認書」という。）を取り交わしており、その内容には、本件請求の趣旨に合致する神奈川県が特定地区のまちづくりに向けた取組を積極的に推進するとの項目が含まれている。よって、確認書は、神奈川県が特定地区のまちづくりに積極的に取り組むこととなった根拠の文書であると考えられることから、本件対象文書に該当する。

イ 特定地区のまちづくりを検討対象とする協議会（以下「特定協議会」という。）には、実施機関の職員が出席しており、特定地区のまちづくりにつ

て継続して検討していることから、当該協議会において特定地区のまちづくりの検討等を行った資料が、本件対象文書に該当する。

ウ 審査請求人が特定地区のまちづくりにかかわる別の部署に行政文書の公開請求を行った結果公開された文書の内容によると、実施機関は、特定地区のまちづくりに積極的に取り組まざるを得ないものとなっていることから、本件対象文書に該当する文書が存在するはずである。

エ 次に掲げる特定協議会が実施した調査、委託等に関する文書、特定地区のまちづくりに係る特定協議会以外の会議の会議録、資料等については、本件請求の趣旨に合致しており、本件対象文書に該当するため、公開すべきである。

(ア) 平成19年8月10日に開催された特定会議Aの資料等（以下「甲文書」という。）

(イ) 平成20年8月6日付け特定検討調査業務委託契約、平成22年11月26日付け特定検討調査業務委託契約、平成23年9月16日付け特定検討調査業務委託契約（2契約分）及び平成24年10月18日付け特定検討調査業務委託契約に係る成果品（以下、それぞれ「乙文書」、「丙文書」、「丁文書」、「戊文書」及び「己文書」という。）

(ウ) 平成25年9月13日付け協定及び平成27年9月9日付け協定に係る成果品（以下、それぞれ「庚文書」及び「辛文書」という。）

(エ) 平成27年6月4日に開催された特定会議Bの資料等（以下「壬文書」という。）

(オ) 平成27年7月15日に開催された特定会議Cの資料等（以下「癸文書」という。）

オ その他、次に掲げる文書の公開を求める。

(ア) 特定会議A、B及びCに神奈川県等が参画するに至った根拠、経緯等に関する一切の文書

(イ) 平成25年6月28日付け協定及び平成27年3月20日付け協定に係る負担金について、神奈川県が負担金を負担する根拠、経緯等に関する一切の文書

(ウ) 平成25年9月13日付け協定及び平成27年9月9日付け協定で定められた神奈川県が負担金を負担する根拠、経緯等に関する一切の文書

(2) その他

ア 前記エに掲げる文書について、実施機関が本件対象文書に該当しないと判断するのであれば、当該判断の根拠となる文書を公開すべきである。

イ 特定地区のまちづくりに関する事業は、特定2市の業務であり、当該事業の認可をする立場にある神奈川県が、検討段階にある当該事業の検討に加わるのは疑問があり、実施機関はこの点について説明すべきである。

4 実施機関（県土整備局都市部都市計画課）の説明要旨

実施機関が作成した弁明書及び条例第20条第3項に基づき当審査会に提出した意見書における説明を整理すると、本件処分の理由は、おおむね次のとおりである。

(1) 本件請求時に実施機関が管理している行政文書

本件対象文書の特定に当たり、実施機関は、本件請求の内容から、本件対象文書が存在するとすれば、実施機関が神奈川県行政文書管理規則（以下「規則」という。）第4条第4項の規定に基づいて定めたファイル基準表の「特定地区の都市づくり」に該当する文書であるため、当該文書が保管されているフォルダを検索した。しかしながら、本件請求時に実施機関が管理している行政文書の中には、本件請求の趣旨に合致する文書は存在しなかった。

また、念のため、当該フォルダの周辺のフォルダについてもくまなく検索したが、本件請求の趣旨に合致する文書は存在しなかった。

なお、実施機関は、本件対象文書の特定に当たり、特定地区のまちづくりに関する特定協議会を組織化した経緯に関する文書は存在したことから、審査請求人に、当該文書について本件請求の趣旨に合致するかどうかを確認したところ、審査請求人は、「実施機関が特定地区のまちづくりに積極的に取り組むこととなった根拠が分かるもの」が本件請求の趣旨であり、当該文書は、本件請求の趣旨に合致しないとの意向が示されたため、本件対象文書から除外したものである。

(2) 本件請求時に実施機関が管理していない行政文書

前記(1)のとおり、実施機関において本件請求時に管理していた行政文書の中に本件請求の趣旨に合致する行政文書は存在しないものであるが、仮に、過

去、本件請求の趣旨に合致する文書を作成又は取得していたとしても、平成23年度以前に処理済みとなったものについては、次の理由により存在しない。

ア 保存期間が満了した文書は、規則第15条第1項により、保存期間を1年又は常用と定めたものを除き、神奈川県公文書館（以下「公文書館」という。）に引き渡されることとなっている。

そして、公文書館に引き渡された行政文書については、神奈川県立公文書館条例第4条第1項及び第2項の規定に基づき、知事が定める選別基準により歴史資料として重要なものが選別の上保存され、その余については速やかに廃棄することとされている。

また、条例第2条第1項第2号の規定により、公文書館が当該施設の設置目的に応じて歴史資料として保存している資料については、公開請求の対象となる行政文書には該当しないとされている。

よって、保存期間を満了した文書については、廃棄又は行政文書該当性を欠くことにより、文書不存在となるものである。

イ 本件にあって本件対象文書が存在する場合、当該文書は、実施機関が定めたファイル基準表上の「特定地区の都市づくり」に該当する文書であるが、その保存期間は5年である。このため、平成23年度以前に処理済みとなったファイル基準表上の「特定地区の都市づくり」に該当する行政文書は、平成29年度までに公文書館に引き渡されており、本件請求時において文書不存在となるものである。

ウ なお、実施機関では、ファイル基準表上の「特定地区の都市づくり」に該当する文書のうち、業務上必要性のあるものについては、5年の保存期間を満了した後も、実施機関において管理しているが、これらの文書については、前記(1)のとおり、本件請求の趣旨に合致するものではない。

(3) 審査請求人が審査請求書及び反論書において公開を求めている文書

審査請求人は、前記3(1)エ及びオに掲げる文書の公開を求めているが、これらの主張は審査請求書及び反論書において初めてなされたものである。これらの文書については、前記(2)に示すように保存期間の満了により文書不存在となっているものもある一方で、現に管理しているものもある。これらの文書は、特定協議会が実施した調査、委託等の成果品、特定の契約に関する文書及

び特定協議会以外の会議の参加経緯等に関する文書に分類されるものであるが、前記(1)のとおり、いずれについても、本件請求の趣旨に合致するものではない。

(4) 行政文書性を欠く文書

なお、念のため、条例第3条第1項にいう行政文書に該当しないとされる文書についても、本件請求の趣旨に合致するものがあるか確認を行ったが、該当するものはない。

5 審査会の判断理由

(1) 本件対象文書の存否について

ア 審査請求人は、前記3(1)アからエまでのとおり、確認書の内容に実施機関が特定地区のまちづくりに向けた取組を積極的に推進するとの項目が含まれていること、特定協議会において特定地区のまちづくりに関する検討を継続して行っていること等を理由に、本件対象文書が存在する旨主張しているため、以下、これらの主張の当否について検討する。

(ア) 本件請求時に実施機関が管理している行政文書

本件対象文書に該当する文書は、実施機関が説明するとおり、ファイル基準表において、「特定地区の都市づくり」に分類されるものと認められる。そして、当審査会において、「特定地区の都市づくり」に分類される文書を確認したところ、当該文書には前記3(1)イに掲げる文書及び前記3(1)エにおいて審査請求人が本件請求の趣旨に合致する旨主張する文書のうち、丙文書、丁文書、戊文書、己文書、庚文書、辛文書、壬文書及び癸文書も含まれるものの、いずれについても、その内容に照らし、本件請求の趣旨に合致するものはないというべきである。

よって、本件請求時に実施機関が管理していた行政文書に、本件対象文書に該当するものはないとした実施機関の判断に特段不合理な点は認められない。

もっとも、これらの文書の中には、特定協議会を組織化した経緯に言及しているものがあり、本件請求の趣旨を広く捉えれば、かかる経緯に言及している文書は本件対象文書に該当するとも解されるものの、実施機関が

審査請求人に対して、かかる文書が本件請求の趣旨に合致する文書であるか否か確認したところ、本件請求の趣旨に合致する旨を示さなかったことから、実施機関がかかる文書を本件対象文書として特定しなかったことについても、特段不合理な点は認められない。

(イ) 本件請求時に実施機関が管理していない行政文書

a 当審査会が確認したところ、実施機関が説明するとおり、保存期間を満了した文書は、保存期間を1年又は常用と定めたものを除き、規則第15条第1項の規定に基づき公文書館長に引き渡すこととされ、引き渡された行政文書は、神奈川県公文書館条例第4条第1項及び第2項の規定に基づき、公文書館長は、知事が定める基準により歴史資料として重要なものを選別の上保存し、その余については速やかに廃棄することとされている。また、条例第3条第1項第2号では、公文書館が当該施設の設置目的に応じて歴史資料として保存している資料については、公開請求の対象となる「行政文書」には該当しない旨が定められている。

以上を前提とすると、保存期間を満了した文書については、廃棄又は行政文書該当性を欠くことにより、文書不存在となることが認められる。

b これを本件についてみると、前記アのとおり、本件対象文書に該当する文書は、実施機関が定めたファイル基準表上において「特定地区の都市づくり」に分類され、その保存期間は5年であることが認められることから、平成23年度までに実施機関が作成又は取得した本件対象文書に該当する行政文書については、平成23年度までに処理済みとなり実施機関において5年間保存された後、平成29年度までに公文書館に引き渡されるのが規則に即した処理であると認められる。

そして、前記のとおり、公文書館に引き渡された文書については、歴史資料として保存されるか又は廃棄されたことにより文書不存在となる。

そのため、実施機関が、平成23年度までに本件対象文書に該当する行政文書を作成又は取得していたとしても、保存期間が5年であり、既に公文書館に引き渡しがなされているとして不存在である旨説明していることに、特段不合理な点は認められない。

c また、かかる文書不存在の理由は、前記3(1)アに掲げる平成19年1月

31日付け確認書及び審査請求人が前記3(1)エにおいて本件請求の趣旨に合致する旨主張する文書のうち、その存在が認められない平成19年に開催された特定会議Aの資料等である甲文書及び平成20年に締結された業務委託契約の成果品である乙文書にも当てはまるものであるから、これらの文書が不存在である点についても、特段不合理な点は認められない。

イ また、審査請求人は、前記3(1)オ(ア)から(ウ)までに掲げる文書について、反論書において漫然とこれらの文書を公開すべき旨主張するが、外形上も、これらの文書が本件請求の趣旨に合致するものとは認められない。かかる主張は、本件処分の取消しを求める審査請求において、審査請求書及び反論書で新たな行政文書の公開請求を行っているに等しいことから、本件処分を取り消す審査請求の理由となるものではないことは明らかである。

(2) 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他、実施機関の事務事業のあり方に疑問を呈した上で、その点について説明を求める旨主張しているが、当審査会は、公開請求の対象となった行政文書に含まれる情報の条例第5条各号に規定する非公開事由該当性、公開請求の対象となった行政文書の条例第3条第1項に規定する行政文書該当性やその存否等を調査審議するものであって、これらの審査請求人の主張を調査審議する立場にない。

6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別 紙

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
平成 29 年 12 月 20 日	○ 諮問
平成 30 年 6 月 26 日 (第 185 回部会)	○ 審議
7 月 3 日	○ 審査請求人から条例第 20 条第 3 項の規定に基づき提出された意見書を収受
7 月 17 日	○ 実施機関から条例第 20 条第 3 項の規定に基づき提出された意見書を収受
7 月 23 日 (第 186 回部会)	○ 審議
8 月 22 日 (第 187 回部会)	○ 審議

神奈川県情報公開審査会委員名簿

氏 名	現 職	備 考
板 垣 勝 彦	横浜国立大学大学院准教授	部 会 員
市 川 統 子	弁護士（神奈川県弁護士会）	部 会 員
入 江 直 子	元神奈川大学教授	部 会 員
柿 崎 環	明 治 大 学 教 授	
金 子 正 史	元同志社大学大学院教授	会 長 (部会長を兼ねる)
交 告 尚 史	法政大学大学院教授	会長職務代理者
遠 矢 登	弁護士（神奈川県弁護士会）	

(平成 30 年 9 月 12 日現在) (五十音順)